

# 社会福祉法人 指導監査結果

令和元年5月20日時点(「所在地」「法人名」は指導監査実施日現在)

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況
南国市	社会福祉法人 土佐清風会	H30.12.11	無し	
南国市	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会	H31.1.25 H31.2.4	<p>①理事会議事録に、議事の記録がされていないものを認めた。(評議員選任・解任委員会委員の選任)補足記録し、議事録署名人による追認署名、及び理事会への報告を行うこと。</p> <p>②役員に対する報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けていないことを認めた。正規の手続きをとること。</p> <p>③会計省令に基づく勘定科目による会計処理がなされていない。会計省令に沿った経理規程とし、会計処理を行うこと。</p> <p>④法人の資産の一部が簿外処理されていることを認めた。直ちに是正すること。なお、この処理の経緯(理由)、是正の方法と時期、再発防止策を別途書面にて報告すること。</p>	<p>H31.3.5改善措置報告書提出あり</p> <p>①是正完了</p> <p>②是正完了</p> <p>③法人対応中</p> <p>④追加報告書提出待ち</p> <p>R元.5.20改善措置報告書追加提出あり</p> <p>③是正完了</p> <p>④是正完了</p>
南国市	社会福祉法人 きてみや	H31.2.27	<p>①評議員選任・解任委員会において選任された評議員の就任について、その効力が生ずる平成29年4月1日時点で就任の承諾がなされていないことを認めた。各評議員に就任日の意思確認を行い、書面で補完すること。</p> <p>②平成28年度会計決算以後の理事及び監事の選任について、法改正後の評議員による決議がなされていない。直ちに正式な選任手続きをとること。なお、選任の決議は1名ずつとすること。</p> <p>③平成28年度会計決算について、法改正後の評議員による承認がなされていない。現評議員による決議が必要である。</p> <p>④計算書類等について、監事はその監査報告書において適正であると認めているが、計算書類、附属明細書、計算書類に対する注記の不整合が多数認められた。計算書類等の作成及び監査体制の改善を図ること。</p> <p>⑤経理規程において、法令等の規定に沿っていない内容を複数認めた。速やかに改正のこと。</p>	<p>H31.4.2改善措置報告書提出あり</p> <p>①是正完了</p> <p>②是正完了</p> <p>③是正完了</p> <p>④法人対応中</p> <p>⑤法人対応中</p>